

社債等に関する業務規程の一部改正について

1 社債等に関する業務規程（平成 15 年 1 月 10 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（単年度積立額の配分）</p> <p>第 59 条の 3 加入者保護信託契約に規定された単年度積立額（加入者保護信託が信託財産として受け入れる当該信託の事業年度ごとの金額をいう。以下同じ。）は、機構を振替機関とする振替制度及び法に基づく他の振替制度との間において、それぞれの振替機関が備える法第 12 条第 3 項に規定する振替口座簿に記録された金額（定時償還銘柄である場合には実質金額、投資信託受益権である場合には振替口座簿に記録された口数に当該銘柄の 1 口当たりの元本金額を乗じた金額（1 円に満たない端数が生じた場合は切り上げる。）をいう。次項において同じ。）に応じて配分されるものとする。</p> <p>2 機構は、<u>機構が備える振替口座簿（この規程以外の業務規程（機構が法に基づき定めるものに限る。以下この章及び第 9 章において同じ。）に規定する振替口座簿を含む。以下この章において同じ。）</u>について、平成 15 年度から平成 19 年度までの各事業年度の 3 月 31 日（以下「算定基準日」という。）における金額（以下「算定基礎金額」という。）の総額を翌年度 4 月末日（当日が機構の休業日に当たる場合には次の営業日）までに受託者に通知する。</p> <p>3 受託者は、次の算式により、第 1 項に規定する単年度積立額の配分に係る算定を行い、当該算定の結果得られた金額（1 円に満たない端数が生じた場合は切り上げる。）を機構に通知しなければならない。</p> <p>単年度積立額のうち機構を振替機関とする振替制度に配分される金額</p> $= \text{単年度積立額} \times \frac{\text{機構が備える振替口座簿における算定基礎金額の総額}}{\text{それぞれの振替機関が備える法第 12 条第 3 項に規定する振替口座簿における算定基礎金額の総額}}$	<p>（単年度積立額の配分）</p> <p>第 59 条の 3 加入者保護信託契約に規定された単年度積立額（加入者保護信託が信託財産として受け入れる当該信託の事業年度ごとの金額をいう。以下同じ。）は、機構を振替機関とする振替制度及び法に基づく他の振替制度との間において、それぞれの振替機関が備える振替口座簿に記録された金額（定時償還銘柄である場合には実質金額、投資信託受益権である場合には振替口座簿に記録された口数に当該銘柄の 1 口当たりの元本金額を乗じた金額（1 円に満たない端数が生じた場合は切り上げる。）をいう。次項において同じ。）に応じて配分されるものとする。</p> <p>2 機構は、<u>その作成する振替口座簿</u>について、平成 15 年度から平成 19 年度までの各事業年度の 3 月 31 日（以下「算定基準日」という。）における金額（以下「算定基礎金額」という。）の総額を翌年度 4 月末日（当日が機構の休業日に当たる場合は次の営業日）までに受託者に通知する。</p> <p>3 受託者は、次の算式により、第 1 項に規定する単年度積立額の配分に係る算定を行い、当該算定の結果得られた金額（1 円に満たない端数が生じた場合は切り上げる。）を機構に通知しなければならない。</p> <p>単年度積立額のうち機構を振替機関とする振替制度に配分される金額</p> $= \text{単年度積立額} \times \frac{\text{機構が備える振替口座簿における算定基礎金額の総額}}{\text{法に基づく各振替制度の振替機関の備える振替口座簿における算定基礎金額の総額}}$

第 59 条の 4 (略)

2 口座管理機関(この規程以外の業務規程に規定する口座管理機関を含み、法第 44 条第 1 項第 15 号に掲げるものを除く。以下この章において同じ。)ごとの負担金の額は、次の各号に定める定額負担金及び比例負担金の合計の金額とする。

(1) (略)

(2) 比例負担金

次の算式により算定された金額(1 円に満たない端数が生じた場合には切り上げる。)とする。

$$\text{比例負担金} = \left(\begin{array}{l} \text{単年度積立額のうち} \\ \text{機構を振替機関とする} \\ \text{振替制度に配分された金額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{前項に規定する機構の} \\ \text{負担金の額及び前号に規定する} \\ \text{定額負担金の総額} \end{array} \right)$$

口座管理機関ごとの振替口座簿における算定基礎金額の総額(下位機関(この規程以外の業務規程に規定する下位機関を含む。以下この章において同じ。)に係る算定基礎金額を除く)・・・(a)

$$\times \frac{\text{すべての口座管理機関に係る上記(a)の金額の総額}}{\text{すべての口座管理機関に係る上記(a)の金額の総額}}$$

(負担金の支払方法及び支払期限)

第 59 条の 5 (略)

2 口座管理機関は、当該口座管理機関が備える振替口座簿について、算定基礎金額の総額(当該口座管理機関の下位機関に係る算定基礎金額を除く。)を当該算定基準日の属する事業年度の翌年度 4 月末日までに受託者に通知しなければならない。

3 (略)

4 受託者は、振替機関等(この規程以外の業務規程に規定する口座管理機関を含む。以下この章において同じ。)ごとの負担金の額を前条の規定に基づき算定し、当該負担金の額を支払期限及び支払方法とともに翌年度 6 月末日までに振替機関等に通知する。

5 (略)

第 59 条の 4 (略)

2 各口座管理機関(法第 44 条第 1 項第 15 号に掲げるものを除く。以下この章において同じ。)の負担金の額は、次の各号に定める定額負担金及び比例負担金の合計の金額とする。

(1) (略)

(2) 比例負担金

次の算式により算定された金額(1 円に満たない端数が生じた場合は切り上げる。)とする。

$$\text{比例負担金} = \left(\begin{array}{l} \text{単年度積立額のうち} \\ \text{機構を振替機関とする} \\ \text{振替制度に配分された金額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{前項に規定する機構の} \\ \text{負担金の額及び前号に規定する} \\ \text{定額負担金の総額} \end{array} \right)$$

口座管理機関ごとの振替口座簿における算定基礎金額の総額(下位機関に係る算定基礎金額を除く)・・・(a)

$$\times \frac{\text{すべての口座管理機関に係る上記(a)の金額の総額}}{\text{すべての口座管理機関に係る上記(a)の金額の総額}}$$

(負担金の支払方法及び支払期限)

第 59 条の 5 (略)

2 各口座管理機関は、その作成する振替口座簿について、算定基礎金額の総額(当該口座管理機関の下位機関に係る算定基礎金額を除く。)を当該算定基準日の属する事業年度の翌年度 4 月末日までに受託者に通知しなければならない。

3 (略)

4 受託者は、振替機関等ごとの負担金の額を前条の規定に基づき算定し、当該負担金の額を支払期限及び支払方法とともに翌年度 6 月末日までに振替機関等に通知する。

5 (略)

(途中参加における取扱い)

第 59 条の 8 (略)

2 機構は、前項第 2 号の口座管理機関に係る機構加入者口座(この規程以外の業務規程に規定する機構加入者口座を含む。以下この章において同じ。)の開設又は間接口座管理機関(この規程以外の業務規程に規定する間接口座管理機関を含む。以下この章において同じ。)の承認の申請について、当該申請を行った者(以下この条において「申請者」という。)に対し、2 週間以内の支払期限を定めて同号に規定する負担金を受託者に支払うべき旨を通知するとともに、当該通知を行った旨を受託者に通知する。

3 ~ 6 (略)

(特定合併、新設分割、吸収分割及び事業譲渡の場合における加入者集会に関する事項)

第 63 条 機構が、法第 25 条に規定する特定合併を行う場合、同法第 27 条に規定する新設分割を行う場合、同法第 29 条に規定する吸収分割を行う場合又は同法第 31 条に規定する事業譲渡を行う場合には、機構加入者(この規程以外の業務規程に規定する機構加入者を含む。この章において同じ。)による集会(以下「加入者集会」という。)の決議により、機構加入者の承認を受ける。

2 (略)

(電磁的方法による議決権の行使)

第 65 条 加入者集会に出席しない機構加入者は、電磁的方法(主務省令で定めるものに限る。)により議決権を行使することができる。

(みなし賛成)

第 66 条 機構加入者が加入者集会に出席せず、かつ、議決権を行使しない場合には、当該加入者はその加入者集会に提出された議案について賛成したものとみなす。

(途中参加における取扱い)

第 59 条の 8 (略)

2 機構は、前項第 2 号の口座管理機関に係る機構加入者口座の開設又は間接口座管理機関の承認の申請について、当該申請を行った者(以下この条において「申請者」という。)に対し、2 週間以内の支払期限を定めて同号に規定する負担金を受託者に支払うべき旨を通知するとともに、当該通知を行った旨を受託者に通知する。

3 ~ 6 (略)

(特定合併、新設分割、吸収分割及び事業譲渡の場合における加入者集会に関する事項)

第 63 条 機構が、法第 25 条に規定する特定合併を行う場合、同法第 27 条に規定する新設分割を行う場合、同法第 29 条に規定する吸収分割を行う場合又は同法第 31 条に規定する事業譲渡を行う場合には、機構加入者による集会(以下「加入者集会」という。)の決議により、機構加入者の承認を受ける。

2 (略)

(電磁的方法による議決権の行使)

第 65 条 加入者集会に出席しない加入者は、電磁的方法(主務省令で定めるものに限る。)により議決権を行使することができる。

(みなし賛成)

第 66 条 加入者が加入者集会に出席せず、かつ、議決権を行使しない場合には、当該加入者はその加入者集会に提出された議案について賛成したものとみなす。

2 附則

この改正規定は、平成 20 年 1 月 4 日から施行する。